

# 京都市養護教育研究会会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は京都市養護教育研究会と称する。本会の事務局は会長校に置く。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は京都市立学校（園）・京都教育大学附属学校（園）の児童生徒および幼児の健康教育に関する研究ならびに会員の資質向上をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 学校保健ならびに養護教諭の執務に関する調査研究
2. 学校保健ならびに養護教諭の執務に関する研修会および協議会
3. 教育関係諸団体との連携
4. その他本会の目的達成のために必要な事項

## 第3章 会員及び役員

第4条 本会は京都市立学校（園）・京都教育大学附属学校（園）の養護教員によって組織する。

第5条 本会に下記の役員を置く。

会 長 1名  
副 会 長 2名  
幹 事 各教育行政支部より1名  
常任幹事 若干名  
会計監査 2名

また、下記の役員を置くことができる。

顧 問 若干名

第6条 会長、副会長は別に定める規則によって選出し、幹事は支部会員の互選によって定める。但し、常任幹事は会長の委嘱による。

また、管理職、主幹教諭、指導教諭に登用され、かつ、養護教諭の職務を行っていない養護教員を顧問とする。但し、本人の承諾を得なければならない。

- 第 7 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 第 8 条 幹事は支部の常務に従事すると共に、支部の会員を代表し、本会における重要事項の審議にあたる。
- 第 9 条 常任幹事は本会の常務に従事する。
- 第 10 条 会長、副会長および常任幹事の任期は2ヶ年とする。これらに支障が生じた時は代行をおくことができる。その任期は前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 会 議

- 第 11 条 会議は総会および役員会とする。
- 第 12 条 総会は年1回会長がこれを招集する。但し、会長がその必要を認めた時、役員会が決議した時、および会員の3分の2以上の要求がある時、臨時にこれを開催することができる。下記に掲げる事項は総会の決議を要する。
1. 事業計画の大要に関する事項
  2. 収支予算および収支決算に関する事項
  3. 規約改正に関する事項
  4. その他重要審議事項
- 第 13 条 役員会は会長がこれを招集し、月1回行うものとする。  
役員会の審議決定事項については役員が連帯して責任を負う。
- 第 14 条 会議はすべて構成人員の3分の2以上の出席をもって成立し、審議事項は出席者の過半数の同意を必要とする。  
但し、緊急・非常時など特別な事由により総会を招集できない場合に限り、会長は役員にはかり、決議することができる。その決議事項は全会員に報告しなければならない。

## 第 5 章 会 計

- 第 15 条 本会の経費は会費ならびに臨時会費および補助金等をもってあてる。
- 第 16 条 本会の会費は月300円とし、年度始めに年額を納入する。但し、臨時会費を徴収することができる。前項の既納会費は理由の如何を問わず返還しない。  
顧問については、会費を徴収しない。
- 第 17 条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6章 会計監査

- 第18条 会計監査は別に定める規則によって2名選出する。
- 第19条 会計監査は会計に関する一切の事項を閲覧監査し、会長に対し会計に関する報告を求めることができる。
- 第20条 会計監査は会計に関する監査の結果を総会に報告しなければならない。
- 第21条 会計監査の任期は1年である。

## 第7章 選挙

- 第22条 選挙事務は選挙管理委員会がこの任務にあたる。
- 第23条 選挙管理委員会は、選挙管理委員会規則に従う。

### 付 則

昭和24年 6月14日会則成立, 施行する。  
昭和43年 4月 1日一部改正  
平成 2年 4月 1日一部改正  
平成19年 3月 5日一部改正  
平成21年 4月 1日一部改正  
平成25年 4月 1日一部改正  
平成29年 4月 1日一部改正  
令和 3年 4月 1日一部改正